

'83

2月

No.161号

くまがた



「鬼は外、福は内」

特別養護老人ホーム、鹿部ナーシング
ホームで豆まきをしました。

職員が鬼にふんして大盛況でした。

(2月3日撮影)

昭和56年
第4回村議会
定 例 会

各会計補正予算
条例の制定・改廃
固定資産評価審査委員会
委員の選任など

昭和五十七年第四回村議会定例会は、去る十二月二十三日に開催され、各会計の補正予算、村条例の改廃、固定資産評価審査委員会委員の選任について原案どおり可決し、議員発議による三案件を議決しました。

議案第一号

昭和五十七年度鹿部村一般会計補正予算専決処分報告承認について
十一月一日、金庫の購入と防犯装置取付のため六十四万四千円の追加補正予算を専決処分したのでその報告をし、承認を受けました。

歳出の主なものは次のとおりです。

- ・臨時職員賃金
- ・鹿部村基本図作成委託料
- ・重度心身障害者医療費扶助費
- ・温泉管理棟新設工事請負費
- ・村道道路用地購入費
- ・公住補修費
- ・中学校修繕料

議案第二号

昭和五十七年度鹿部村一般会計補正予算について

一般会計の歳入歳出の総額にそれぞれ、五九四万三千円を追加し、歳入歳出それぞれ、一五億二、九一萬三千円としました。

議案第三号

昭和五十七年度鹿部村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について

国保会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、七三万八千円を追加し、歳入歳出それぞれ、三億二、

三二八万九千円としました。

議案第四号

昭和五十七年度水道事業会計補正予算について

水道事業会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、二〇四万六千円を追加し、歳入歳出それぞれ、五、四五五万六千円としました。

議案第五号

鹿部村工事請負条例を廃止する条例の制定について

鹿部村工事請負条例（昭和二十三年条例第七号）を廃止しました。（財務規則の中で規定してあるため）

議案第六号

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例を廃止しました。（すでに支給済であるため）

議案第七号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について
題名を「災害弔慰金の支給等に関する条例」に改め、災害により負傷、又は疾病にかかった時は最高一五〇万円の災害障害見舞金を支給することを等の改正をしました。

議案第八条

鹿部村立学校設置条例の制定について

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）により鹿部村立学校を設置する条例を制定しました。

議案第九号

鹿部村固定資産評価審査委員会委員の選任について

鹿部村固定資産評価審査委員会委員に次の方の選任同意を得ました。

- ・住所 字鹿部一〇〇番地七一
 - ・氏名 清水 水 広 舞
- 大正八年六月一八日生

議案第十号

鹿部村職員に対する寒冷地手当支

給条例の一部を改正する条例の制定について
灯油価格の引上げにより、職員に対する寒冷地手当の改定を行なっていました。

発議第一号

中小企業承継税制の創設促進に関する要望について

中小企業承継税制の創設促進について次のおり意見書を提出するものとししました。

中小企業承継税制の創設促進に関する要望意見書

中小企業承継税制の創設につきましては、創業者の高令化で世代の交代期を迎えている中小企業では近年後継者への事業の円滑な承継面で「相続税、贈与税を支払うための事業の閉鎖あるいは縮小をせざるを得ない」という厳しい事態に直面している実情にあります。現行相続税の課税理念の中に「財産承継」の考え方はあるものの「事業、企業の承継」という概念が全く配慮されておらず、事態の変化と進展に対応できなくなっているところに基本問題が生じており、加えて地価の高騰や現行税制下の株式の高評価がこれらに拍車をかけているものと思致します。こうした事態に対処し、すでに五十七年度中小企業庁では、居住

用、事業用土地の評価、取引相場のない株式評価方式の改善に取り組まれておりますが、国におかれましても次の事項を内容とする中小企業承継税制が昭和五十八年度において創設されるよう要望します。

記

一、取引相場のない中小会社の相続株式の評価について、事業継続を前提とする適切な評価方式に改めること。

二、相続財産の約七割以上が土地であり、その相続負担が過重であることにかんかみ、居住用、事業用土地の課税価格について軽減措置を講ずること。

三、個人企業の事業用財産について、農業並みの生前相続制度を創設すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

○提出先

内閣総理大臣、大蔵大臣
通産大臣、中小企業庁長官

議案提案者 川村 太一
賛成者 西谷 正昭
" 渡部 良次
" 松川 義雄
" 佐藤 友一

発議第二号

すけとうだら刺網並びに沿岸漁業操業区域拡大に関する西望について

左記事件について、次のとおり意見書を提出するものとしました。
すけとうだら刺網並びに沿岸漁業操業区域拡大に関する要望意見書

昭和五十二年六月沖合漁業二〇〇海里設定以来、漁船漁業の占める操業は、我国ばかりでなく、外国漁船までも、おしなべて我が国沿岸回遊魚に競合している現状はここ数年、日を次いで激しさを増している実態にあります。

かかる事情から当渡島沿岸の大宗漁業である「すけとうだら漁業」に至っては、ソビエト、韓国漁船の入合操業、加えて我が国底曳漁船等の無謀操業等から資源の減少は著しく、年々管内この種漁獲の生産が激減の一途を辿っている現況はご承知のとおりでございます。

これら資源の回復のためには当管内に於ては、定置漁業関係者等の積極的な協力を受け、「すけとうだら稚魚及び幼稚」の乗網した場合、全面的放流するなど、この種漁業の進展に大きく寄与している実情にあります。

かかる事情の中で共同漁業権の道での区画は、底曳き操業禁止ラインの設定上の絡みもあり、胆振

管内沖出し二七、〇〇〇メートル、渡島管内最大沖出し一五、〇〇〇メートルという極めて操業上狭隘な海域に当管内約四〇〇有餘隻にのぼる漁船漁業者が操業している実態にあります。

これら漁業者にあつては、生計維持の上から、やむにやまれぬ心情から胆振海域に一部投網するという漁業者が近年続発し、ために両漁業者間に紛争を起している事情等もあることから、これらの解決のための方途を協議検討を加えている訳であります。

以上の実態を考えると、両管内漁業海域設定の現状には余りにも沖出し海域の大幅な格差のあることから、この不合理的解決のため当管内操業海域拡大のため、次の二点について要望するものであります。

記

一、第七次共同漁業権切替えにあつて、胆振管内共同漁業権最大沖出し線引きと同様漁業権最大沖出し線引きと同様にされたい。
二、底曳き禁止ライン迄は、許可漁業として沿岸漁業、特に「すけとうだら刺網漁業」の操業が可能とすること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

○提出先
北海道知事、北海道水産部長、北海道連合海区漁業調整委員会会長

議案提案者 渡部 良次
賛成者 西谷 正昭
" 松川 義雄
" 佐藤 友一

発議第三号

韓国漁船に対する「漁業水域に関する暫定措置法」の適用に関する要望について

韓国漁船に対する「漁業水域に関する暫定措置法」の適用に関し次のとおり意見書を提出するものとしました。

韓国漁船に対する「漁業水域に関する暫定措置法」の適用に関する要望意見書

本道周辺海域における韓国大型トロール漁船操業問題は、昭和五十五年十一月より日韓両国政府間暫定措置が実施され一応の行政的措置がはかられたところである。しかしながら、本措置実施以降、漁具被害は減少したものの、国内規制が及ばぬ中においての引き続き韓国大型トロール漁船操業によって太平洋よりも岬以西の渡島、胆振沖合海域をはじめとしてスケ

ソ、タラ、カレイなどの底漁資源は激減し、これに依存する関係漁業者は減船、再編せざるを得ない窮地に追い込まれている。もはやかかる事態の抜本的解決は、韓国漁船に対するのが国二〇〇海里法の全面適用以外に途はないため、下記事項の実現が期せられますよう、特段の措置を講ぜられたいと要望する。

記

一、明年十月の日韓政府間暫定措置期限後、ただちにわが国二〇〇海里「漁業水域に関する暫定措置法」における韓国に対する適用除外条項の削除措置を講ずること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

○提出先

内閣総理大臣、外務大臣、外務省アジア局長、農林水産大臣、水産庁長官、北海道知事

議案提案者 渡部 良次
賛成者 西谷 正昭
" 松川 義雄
" 佐藤 友一

昭和58年
第1回村議会
臨時会

老人医療費に関する条例改正
一般会計・国保会計の補正予算
老人保健特別会計予算
常任委員会の構成がえなど

昭和五十八年第一回村議会臨時会は、去る一月二十七日に開催され、老人医療費に関する村条例の改正、一般、国保会計の補正予算、昭和五十七年度鹿部村老人保健特別会計予算を原案とあり議決し、常任委員会の構成がえを行いました。
主な内容は、次のとおりです。

議案第一号

鹿部村重度心身障害者、母子家庭等の母及びその児童の医療費の給付に関する条例の全部を改正する条例の制定について

鹿部村重度心身障害者、母子家庭等の母及びその児童の医療費の給付に関する条例（昭和四十八年条例第二十九号）の全部を改正しました。
（国の法律の改正、老人保健法の制定等による。）

議案第二号

鹿部村老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿部村老人医療費の助成に関する条例（昭和五十三年条例第一号）の一部を改正しました。
従来六十五才〜六十九才までの方で、単身世帯や老人夫婦のみの世帯として老人と児童の世帯に対し医療費の自己負担分を助成していましたが、改正により一部を自己負担することとなりました。

議案第三号

鹿部村国民健康保険条例の一部を

改正する条例の制定について
鹿部村国民健康保険条例（昭和四十一年条例第二十六号）中過料の額「二千円」を「二万円」に改めました。

議案第四号

昭和五十七年度鹿部村一般会計補正予算について

一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、三一五万三千円を追加し、歳入歳出それぞれ、一五億三、三〇六万六千円としました。
主なものは、広報無線車購入費が、三一五万三千円（補助三〇〇万円）、老人保健特別会計繰出金八四万九千円。

議案第五号

昭和五十七年度鹿部村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について

老人保健のため国保会計より、七三四万四千円を拠出することとしました。

議案第六号

昭和五十七年度鹿部村老人保健特別会計予算について

昭和五十七年度鹿部村老人保健特別会計を歳入歳出それぞれ一、七〇〇万六千円として定めた。

議会常任委員会の構成が一新される。

一月二十七日に開催された臨時会で常任委員会の構成が一新され、次のように選出されました。

▼総務常任委員会

- 委員長 松川 義雄
- 副委員長 吉田 武雄
- 委員 毛利 武蔵
- 高田 春吉
- 吉武 夫

▼産業常任委員会

- 委員長 西谷 正昭
- 副委員長 小田 輝次
- 委員 高橋 浅雄
- 佐藤 友一
- 棟方 健太郎

▼建設常任委員会

- 委員長 渡部 良次
- 副委員長 川口 常行
- 委員 小川 忠一
- 川村 太一
- 千葉 光夫

「交通安全は、家庭から」

交通事故死ゼロの日が

384日間続いています（1月31日現在）



58年度 新入学児童は

男子 41名
女子 35名
計 76名



入学が
まちどうしい
な～

下 條 道	山 田	工 藤	脇 坂	中 居	鈴 木	久 保 田	小 田	赤 沢	柳 沢	伊 藤	横 山	松 岡	小 山	久 保 田	久 保 田	児 童 名
美 穂	貴 子	尚 宏	大 祐	恵 司	辰 之	吉 宏	優 香	雅 学	敏 学	麻 敏	勉 久	久 保 田	久 保 田	久 保 田	久 保 田	保 護 者 名
誓	憲	健	清	敏	昭	芳	孝	安	克	博	幹	辰	春	登	登	

以上15名

〔鹿部地区〕

盛 田	佐 藤	佐 藤	吉 田	吉 田	表 野	瓜 田	児 童 名
美 穂 子	梨 沙	一 也	み ゆ き	三 紀	純 子	哉 子	保 護 者 名
盛 田	佐 藤	佐 藤	吉 田	吉 田	表 野	瓜 田	保 護 者 名
行 一	義 春	義 秋	昭 義	義 次	准 司	健 祐	

以上7名

〔大岩地区〕



伊 藤	伊 藤	三 上	川 原	江 崎	和 野	古 村	高 田	佐 藤	佐 藤	木 村	川 村	児 童 名
順	順	奈 緒	夕 香	祐 也	辰 也	幸 司	仁 宏	栄 成	幸 成	広 幸	巨 幸	保 護 者 名
伊 藤	伊 藤	三 上	川 原	江 崎	和 野	古 村	高 田	佐 藤	佐 藤	木 村	川 村	保 護 者 名
順	順	隆 夫	康 弘	俊 三	俊 志	正 弘	利 幸	頼 幸	勝 弥	成 幸	一 治	

〔宮浜地区〕



松 川	小 石	松 川	中 村	佐 藤	今 村	森 昌	中 根	大 清	伊 藤	村 松	桜 井	和 野	松 本	佐 藤	奥 山	児 童 名
多 加 子	豪 人	しの ぶ	佳 也	美 幸	昌 子	貴 裕	健 介	幸 樹	美 智 子	美 智 子	千 鶴	待 樹	秀 幸	義 信	将 司	保 護 者 名
松 川	小 石	松 川	中 村	佐 藤	今 村	森 昌	中 根	大 清	伊 藤	村 松	桜 井	和 野	松 本	佐 藤	奥 山	保 護 者 名
進	和 夫	俊 行	宣 雄	鉄 雄	初 雄	泰 雄	根 章	敏 樹	義 三	勇 一	雪 男	明 博	日 出	良 一	泰 司	

以上28名

〔本別地区〕

菅 又	酒 谷	山 本	村 林	村 田	中 村	高 本	若 山	松 川	高 本	川 本	平 井	野 田	田 宮	釜 沢	伊 藤	米 本	山 本	高 橋	中 村	高 橋	杉 本	木 村	中 村	高 田	児 童 名
靖 仁	敦 泉	美 沙子	美 保 子	美 保 子	奈 津 子	泰 枝	文 弥	博 信	京 也	千 枝 子	栄 子	亜 希 子	久 美 子	広 行	浩 史	順 仁	百 合 子	ま ゆ	千 絵	聖 和	大 成	大 成	昭 幸	吉 八	保 護 者 名
菅 又	酒 谷	山 本	村 林	村 田	中 村	高 本	若 山	松 川	高 本	川 本	平 井	野 田	田 宮	釜 沢	伊 藤	米 本	山 本	高 橋	中 村	高 橋	杉 本	木 村	中 村	高 田	保 護 者 名
登	春 江	福 之 助	邦 雄	正 烈	德 秋	唯 行	敏 敏	勇 弥	博 志	常 訓	昭 等	勝 正	武 彦	清 一	義 貢	勝 義	一 造	道 造	昭 幸	幸 茂	衛 八	昭 幸	吉 八		

以上26名

昭和57年分所得の申告日程決まる

今年も各地域で忘れずに申告を



あなたの税金がここにも（村道海岸線改修工事）

月日	時間	場所	月日	時間	場所
2月21日(月)	9時～14時	大岩生活改善センター	2月24日(木)	9時～16時	中央公民館
2月21日(月)	14時30分～16時	ししぺ生活館	2月25日(金)	9時～16時	本別会館
2月22日(火)	9時～16時	鹿部会館	2月26日(土)	9時～12時	本別会館
2月23日(水)	9時～16時	宮浜児童館	2月26日(土)	13時～16時	出来潤会館

上記の日程で昭和57年分（1月～12月）所得の確定申告を行います。役場からは日時、場所を指定されますが都合の悪い方は期間中に都合のよい会場で申告して下さい。

●持参するもの

- ①印鑑 ②昭和57年中に支払った生命保険の領収証 ③医療費控除を受ける方はその領収書
- ④出稼された方は給与支払明細書 ⑤営業されている方は仕入売上、経費のわかる書類
- ⑥住宅取得控除を受ける方はその書類（別掲参照して下さい）

※申告をしない場合は諸控除を受けられないと同時に法にもとづき罰せられますので必ず申告して下さい。

税務署から

所得税・贈与税の
申告始まる！

昭和57年分の贈与税の申告は、2月1日から、所得税の確定申告は、2月16日から、それぞれ受付が始まります。どちらも申告期限は、3月15日です。

雑損控除、医療費控除、住宅取得控除などにより、所得税の還付を受けるための申告は、2月16日前でも受付けています。

所得金額や税額の計算のしかた、申告書の書きかたなどで分からない点がありましたら、お気軽に税務相談室や税務署にお尋ね下さい。相談の時期は、3月上旬が比較的すいていますので、申告はできるだけ早く済ませるようにして下さい。

函館税務署

函館市新川町26-6

☎〇一三八―三二四―三三一

所得税の申告はじまる



滞納が急増しています。…納入に特段のご協力を！

—保険税、村道民税
固定資産税 そして軽自動車税—

—納入の確認を……納期はすぎではありませんか—



税金がもどります!

出稼先等で所得税を納められた方

確定申告で還付手続を

昨年中(昭和57年中)に所得税を納めた方で次に該当する方は、3月15日までに役場、又は税務署に於て還付請求の手続をして下さい。納めた税金が戻ります。

出稼先等で所得税を納めた方

昨年出稼ぎ、又はアルバイト等で、雇用先から賃金を受ける際に所得税を差引かれている方は、確定申告の際源泉徴収票をもち参されますと諸控除の適用によつて全額又は一部が戻る場合があります。

医療費を多く支払った方

あなたや、家族が病氣、ケガで支払った医療費(通院費含む)

氏名	松本 太郎	生年月日	昭和28年1月1日
住所	山形県北村町大字北村2-1-1		
勤務先	株式会社 建設(株)		
給与	140,617	源泉徴収額	24,360
控除	140,617	源泉徴収額	24,360
合計	140,617	源泉徴収額	24,360

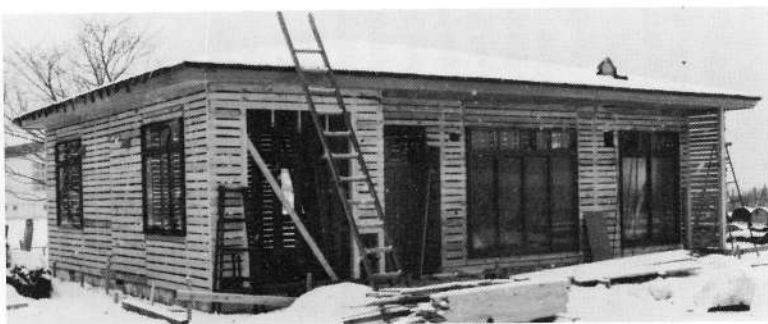
がその年の総所得の5パーセントを超える場合は、二百万円を限度として、医療控除の適用を受けることができます。ただし保険金や、高額医療費等で補てんされた部分の金額は除かれま

す。
※医療控除に必要な書類
(1)医療費を支払った領収書
(2)給与所得の源泉徴収票(事業所得者は必要なし)

家を新築、購入又は中古住宅を購入した方

昨年、自分で住むための住宅を新築したり、新、中古住宅を買ったりしたときは、その住宅に居住した年から三年間、床面積に応じた住宅取得控除が受けられます。

- 住宅取得控除を受けるための条件(最高一千万七千円の控除)
 - その年の合計所得が八百万円以下であること
 - 床面積が40㎡以上155㎡以下(50坪未満)
 - 工事完了または、購入した日から6ヶ月以内に入居し、引続いて居住していること。
 - 住宅ローン等に係る住宅取得控除を受けるための条件(最高三百万円の控除)



- ①民間の金融機関等からの借入金であること。
- ②返済期間が10年以上にわたるものでかつ、月賦のように分割して返済している場合(その年の返済金が30万円以上)
- ③住宅取得控除に必要な書類
 - 住民票の写し
 - 住宅の平面図(面積のわかるもの)

固定資産税課税

台帳縦覧期間

三月一日～三月二十日

昭和58年1月1日現在に所有している土地、建物、償却資産について、課税する固定資産税の台帳を、3月1日から3月20日までの間、役場税務課において縦覧に供します。お知らせします。

尚、昭和57年中に土地、建物、償却資産の異動(新増築、消滅等)があった方は特に確認下さい。



- ③工事請負契約書、又は登記簿謄本
 - ④給与所得の源泉徴収票(事業所得者は必要なし)
 - ⑤住宅ローンの控除適用を受ける方は、住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書
- ※詳しくは役場税務課へお問い合わせ下さい。
- (七)一二二二番

タバコは、村内で買ひましょう。

— 1箱から31円が税金として 村に還元されます。 —



ご存知ですか

国民年金の知識

- 5 -



「掛けて安心
もらってうれしい国民年金」

拠出年金 その4

母子年金・準母子年金

母子年金は、一家の生活を支えていた夫が亡くなったときに、残された妻と子の生活の安定を図るために支給されます。

支給を受ける条件

- 一、死別した夫によって扶養されていた妻が、一八歳未満の子または二〇歳未満の障害の子といっしょに生活をしていること。
- 二、死亡日の前日において、妻自身が一定の納付要件を満たしていること（最低必要期間は、最近の一年間の保険料がすべて納付されていること）。

※夫が国民年金に加入していたかどうかは関係なく、妻自身が一定の期間保険料を納めていることが条件です。

支給される年金額

- 子一人の場合 五六二、八〇〇円
- 子二人の場合 六三二、八〇〇円
- 子三人以上の場合 三入目から一人二四、〇〇〇円を加算

※母子加算―夫の死亡で他制度から遺族年金をうけられない場合には、一八〇、〇〇〇円が加算されます。

支給の停止

一、夫の死亡を理由に労働基準法の規定による遺族補償等をうけることができるとき。

二、支給の原因となった夫の死亡について公的年金給付をうけることができるときは、母子年金の額の五分の二が支給停止されます。

三、該当する子が一八歳あるいは二〇歳に達したとき。



保険料は忘れず納めましょう

最近、国民年金の保険料を未納する人が増えてきていますが、未納する理由として保険料が高い、死亡した場合わずかな一時金しか支払われない、それに伴う生命保険への加入、この三つがあげられると思います。

そこで今回、この三つのことに関してふれてみたいと思います。まず保険料が高いということですが、これは未納理由の中で最も多い割合を占めると思います。

昨年度の保険料は、一カ月四、五〇〇円、現在は五、二二〇円、

四月からは五、八三〇円と年々段階的に引上げられてきています。このままでいくと来年も引上げられることはまちがいないでしょう。

このように保険料が年々引上げられるのは、年金額（実際に現在年金を受給している人の金額）に物価の上昇に合わせて金額が引上げられる「物価スライド制」が取り入れられているため、年金を支払うための費用の約三分の二をまかなっている保険料も引上げられなければ、年金の支払い額だけ増え、財政を保つことができなくなるからなのです。

次に、死亡一時金とそれに伴う生命保険への加入による未納ですが、確かに国民年金では死亡した場合わずかな一時金しか支払われません。そのため死亡時の保障が大きい生命保険へ加入する人が増えると思うのですが、国民年金の本来の意とするところは、あくまでも老後の生活のささえになるということなのです。

「老後の生活を何に頼るか」という調査では、国民年金を含めた「公的年金」と答えた人が六割以上もおります。老後の生活費の全部を年金でまかなうことはできないでしょうが、やはり国民年金などの公的年金が老後保障の核となつていきます。

生命保険では、老後の保障はまかなえません。やはり国民年金が

将来大切になってくるのです。

また個人年金というものがまわってきていますが、これは長期の貯蓄の受け取り方法を年金に似た型で分割で受け取るようにしたもので、国民年金のような物価スライドはありませんし、事務費、人件費等の必要経費が、差し引かれ、年金が支給されます。（国民年金の必要経費は、全額国で負担する。）

このように個人年金は国民年金と機能的に異なるものです。しかし個人年金の役割を否定するわけではありません。

あくまで国民年金に加入し、保険料を納めていくことがまず第一であり、そのうえで余裕があれば個人年金に加入し、将来、より多い年金で豊かな老後をすごすということです。

また最近、「国民年金の財政危機」がマスコミ等で取り上げられいかにも、将来、年金がもらえないというような報道をしています。国民年金は国が責任をもつて運営している制度であり、年金は間違いない受給できます。

以上、国民年金の未納理由について述べてきましたが、なぜ保険料が高いのか、国民年金は、あくまで老後のための保障であるということなど、国民年金制度の意味を理解し、未納なく保険料を納めてくださるようお願い致します。

寺田 秀美くん

小嶋 芳子さん

フレッシュさん

- 5 -



◎昨年の三月森高校を卒業。道立職業訓練校に通っていたが、今年一月函館バス株式会社勤務

◎職場について
勤めてからまだ一ヶ月にもならないので全くわからず、ただ一生



◎去年の三月に昭和女子高校を卒業。卒業後渡島リハビリに勤務

◎職場について
渡島リハビリで療母をしていますが、入った当初は「私では、つとまらないのでは？」と思いまし

た。しかし、上司の方や、先輩にはげまされ、教えられてやっと仕事になれたところです。
これからも「奉仕」の気持ちを大切にしてお客様の介護にあたりたいと思います。

◎今後の鹿部村について
新聞等でみましたが、「鹿部村」を町へと昇格するため準備を進めているようですが、一日も早く「鹿部町」になってもらって、今まで以上に活気のあるマチになってもらいたいと思います。

懸命やっています。上司や先輩のやさしい指導でやっとなれはじめたところで、入社前に期待していたおりの職場です。

◎今後の鹿部村について
鹿部にもっと働くといい場所があるたら若者はもっと沢山鹿部にいると思うので、職場をふやしてもらいたいと思います。またそれが、景気の回復、村の発展につながると思います。
また、早く「鹿部町」になってもらいたいと思います。



お知らせ

ガソリンスタンドの

日曜当番制営業について
揮発油販売業法の一部改正により、昨年の10月から日曜日の営業が制限されておりますが、消費者の利便性を確保するため日曜日は、当番制により営業を実施してまいりますのでお知らせします。

(産業課商工係)

- 2月13日 田松川商店
- 2月20日 カネイ木村商事
- 2月27日 清水商店
- 3月6日 田松川商店
- 3月13日 カネイ木村商事
- 3月20日 清水商店
- 3月27日 田松川商店

物価モニター募集

指定商品の値段の調査をしていただく「物価モニター」を道で募集しておりますのでお知らせします。

- ・資格 村内に住んでいる20才以上の女性
- ・人員 二人
- ・申込先 役場産業課
- ・期限 2月28日まで

更新運転免許証の即日交付について

運転免許証を更新する際、申請したその日のうちに新しい免許証が交付される制度が二月から始まりました。概略は、次のとおりです。

・申請できる地域
函館中央署・西署管内に住所を有する方
森署・木古内署に住所を有する方で、赤川試験場に更新手続を申請された方

・申請受付時間 講習時間

平日	9時～10時	10時～
"	10時～12時	14時～
"	13時～14時	14時～
土曜	9時～10時	10時～

・免許証の交付
講習終了後に交付
必要な書類等
運転免許証・印鑑・写真一枚
手数料二〇〇〇円

消費生活モニター募集

商品のチェックをしていただく「消費生活モニター」を道で募集しておりますのでお知らせします。

- ・資格 村内に住んでいる20才以上の女性
- ・人員 一人
- ・申込先 役場産業課
- ・期限 2月28日まで

さわやか君



西村 宗



-17-

問

私は、去年の十二月十八日に鹿部村に転入しましたが、四月に行なわれる知事、道議選挙では鹿部村で投票できるでしょうか。

(字宮浜一村民)

答

選挙人名簿への登録は、毎年九月一日現在で登録される定時登録と、選挙の際登録基準日を定めて登録する選挙時登録があります。四月十日に執行予定の知事、道議選挙の「登録基準日」は、三月二十七日になりましたので、その日から遡って三ヶ月前の十二月十七日以前に当村に転入された方が、選挙時登録で登録されることになりませんが、お問い合わせでは、十二月二十八日転入したとのことですので今回は、当村の選挙人名簿には登録されず、従って前住所地の町村で投票することとなりますのでおまちがえのないよう注意下さい。また、その際、転入後当村から移動していない旨の村長の証明書が必要となりますので戸籍係で交付を受けて投票の際に証明書を提示下さい。

なを、投票日当日に家事等で前

住所地に投票に行けない方は、不在者投票という制度があり、当村で投票日以前に投票できます。選挙は、私たちが政治に参加することができる「またとないチャンス」です。棄権はしないで必ず投票しましょう。

詳しくは、選挙管理委員会（役場総務課内）までお問い合わせ下さい。

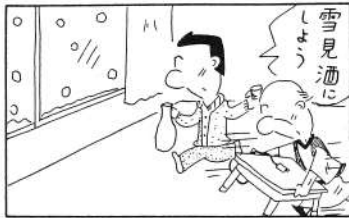
(選挙管理委員会)

知事・道議選挙

- 投票日 4月10日の予定
- 投票基準日 最終的に3月27日
- 当村で投票できる人

- 12月27日までに転入届をされた方で
- 昭和38年4月11日以前に生まれた方

※12月9日以後に当村又は、他の町村を転出された方は前住所地で投票することになります。



宮	大	葛	石	三	西	吉
義	森	平	西	田	上	田
義	シ	貴	美	一	一	一
芳	五	五	五	六	九	七
年	五	五	五	六	九	七
住	宮	宮	宮	宮	宮	宮
所	本	本	本	本	本	本



おくやみ
もうします

久	村	村	荒	平	田	込	伊	木
保	田	本	本	野	山	山	藤	村
真	真	ゆ	久	幸	哉	圭	亮	名
澄	由	美	美	美	子	子	太	名
悟	文	司	雪	美	之	英	幸	父
鹿	本	宮	本	宮	宮	本	宮	住
部	別	浜	別	浜	別	浜	宮	所



おたんじょう
おめでとう

世帯と人口	
(58・1・31現在)	
() は前月比です。	
世帯数	1,318世帯 (-4)
男	2,555人 (-5)
女	2,560人 (+1)
計	5,115人 (-4)

戸籍の窓

2月・3月の救急病院

- 2月20日……遠 藤 医 院 (七飯町) ☎0138(67)2070
- 2月27日……国立療養所 北海道第一病院 (七飯町) ☎0138(65)2525
- 3月6日……尚 仁 堂 診 療 所 (大野町) ☎0138(77)8105
- 3月13日……佐々木 外 科 医 院 (七飯町) ☎0138(65)3520
- 3月20日……澤 田 医 院 (鹿部村) ☎ (7)2105
- 3月21日……西 谷 医 院 (七飯町) ☎0138(65)2330
- 3月27日……渡 辺 病 院 美ヶ丘病 院 (大野町) ☎0138(77)8761

—— 診療時間は午前9時～午後4時 ——

発行/鹿部村 編集/企画管財課 製作/久保内印刷